

そのほかの年金給付

第1号被保険者の独自給付

死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた方(※)が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

※一部免除が承認され、減額された保険料を納付した期間も含まれますが、算入割合が異なります。

寡婦年金

老齢年金を受給できる資格(25年以上)のある夫(婚姻期間10年以上)が年金を受ける前に亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

遺族基礎年金

納付要件 (次のいずれかひとつ)

- ①20歳から死亡日の前々月までに、3分の2以上保険料を納付(免除)していること。
- ②死亡日の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと。
- 死亡日が厚生年金加入中であれば遺族厚生年金となります(支給対象の遺族の範囲も異なります)。

支給対象の遺族

- ①子のある配偶者 ②子(※)
- ※子とは18歳に達する年度末までの子。障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満。なお、いずれも婚姻していないこと。

保険料納付は前納や早割がお得!

国民年金保険料を現金で前納すると「3,460円」割引!



現金で1年度分を毎月納付

16,260円×12月= 195,120円

現金で1年度分を前納

3,460円割引

191,660円

※現金払い(納付書)での前納は、1年度(12カ月分)や6カ月分だけではなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、納付書が必要となりますので、コザ年金事務所までお問い合わせ下さい。

月々の口座振替に早割制度があります。早割利用で月額50円割引!

口座振替を早割で申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替で毎月納付】

12月分保険料	1月分保険料
16,260円	16,260円

翌月末引落とし 翌月末引落とし

【口座振替を早割にすると】※12月分からの場合

12月分保険料	1月分(早割)	2月分(早割)
16,260円	16,210円	16,210円

2カ月分引落とし 当月末引落とし

※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

●今まで口座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。

国民年金特集

年金受給には25年の資格期間が必要です!

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金納付、免除等(納付猶予・学生納付特例を含む)、厚生年金、カラ期間など合わせて原則25年(300月)の資格期間が必要です。

$$\text{国民年金納付} + \text{免除等} + \text{厚生年金等} + \text{カラ期間} = 25\text{年}$$

カラ期間とは

- ・日本人で海外に住んでいた期間
- ・昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金に加入していた期間
- ・平成3年3月以前に学生(夜間制、通信制を除く)であった期間 など

※受給資格期間が25年未満であれば、受給できません(ただし、厚生年金特例あり)。
※老齢基礎年金を満額で受給するためには、40年間(480月)の納付が必要です。

- ▶60歳までに年金の受給資格期間(25年=300月)が足りない場合は、65歳まで年金に加入して保険料を納めることができます(昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳まで加入できます)。
- ▶60歳までに受給資格期間を満たしていても、未納期間や免除期間がある場合は65歳まで納めて年金額を増やすことができます(条件などにより65歳まで納めることができない場合があります)。

ご存知ですか? 障害年金

障害基礎年金とは

病気や事故で障害が残り、日常生活に制限を受ける状態になった時は、障害年金が支給されます。障害の程度により1級と2級があります。

請求できるのは国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある方、または初診日が60歳以上65歳未満で日本に住所を有している方が対象となります。ただし老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方はこの限りではありません。

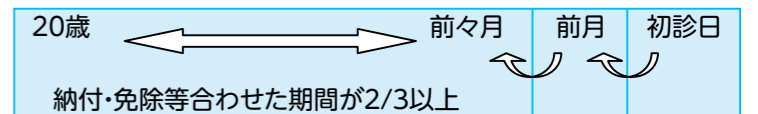
※初診日が厚生年金加入中であれば障害厚生年金。報酬部分が付加され3級まで支給されます(手続きは年金事務所)。



1級	975,100円(年額)	2級	780,100円(年額)
----	--------------	----	--------------

障害年金を受けるための納付要件

20歳から初診日の前々月までに、保険料納付と免除等(納付猶予・学生納付特例含む)を合わせた期間が3分の2以上あること。



または
初診日の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと。



※20歳前に初診がある場合については、納付要件はありません。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診察を受けた日のことです。

特別障害給付金

任意加入であった次の期間に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに障害年金の1級・2級に該当する方に給付されます。

- 平成3年3月以前に学生であった期間(定時制・夜間部・通信制を除く)
- 昭和61年3月以前に厚生年金等に加入していた方の配偶者

1級	51,450円	(月額)
2級	41,160円	(月額)